

「令和7年度 横浜市家計改善支援事業業務委託」に係る  
提案書作成要領等に関する質問書への回答

件名：令和7年度 横浜市家計改善支援事業業務委託

No.	質問内容	回答
1	<p>● 5業務内容（1）ア チラシ等の作成とは区生活支援課が作成したチラシに対し、助言を行うことも含まれるのでしょうか。また作成や助言のみとし、チラシ等に受託者名は記載されることはないと認識してよいのでしょうか。</p>	<p>●事業周知を目的としたチラシ等の作成は、助言や監修も含まれます。またチラシ等に受託者名が記載されることはありません。</p>
2	<p>● 5業務内容（2）イ（ア） 転居後の家賃額の助言とは、住居確保給付金（転居費用分）を利用したあとの助言ということでしょうか。また、利用しないとしても転居した後の家賃額の助言とはどのような助言を想定しているのでしょうか。</p>	<p>●区生活支援課が住居確保給付金（転居費部分）支給の必要性を判断する際の、対象者の家計状況に応じた適正な転居先家賃額に対する助言を想定しています。</p>
3	<p>● 5業務内容（2）ウ あるべき姿、とはどのような姿を想定しているのでしょうか。また、必要に応じて支援とは、家計としての支援以外の支援を必要としている場合は支援終了とし、区生活支援課様での支援を行う、ということでしょうか。</p>	<p>●事業による支援対象者について、支援開始時に設定した自立の目標が達成されている状態を想定しています。そのためここでの必要に応じてとは、家計改善支援における定着支援の必要性を確認した場合を想定しています。</p>
4	<p>● 8実施方式（1） 住居確保給付金（転居費用分）支給の必要性を判断する際の関係機関との協議において、情報提供や助言とは、あくまでも助言程度とし決定を促されるものではないと認識してよいのでしょうか。</p>	<p>●お見込みのとおりです。</p>

<p>5</p>	<p>● 8実施方式（9）</p> <p>住居確保給付金における転居費用の支給が見込まれる者、とは支援を行ったが支援対象者が転居費用の申請を行わなかったとしても支援対象者数として計上してよろしいでしょうか。</p>	<p>●お見込みのとおりです。</p>
<p>6</p>	<p>● 10記録の取り扱い</p> <p>利用者へ支援を行った際は、原則当日中に、別に定める様式により相談支援記録を作成し、区生活支援課へ提出すること、とあるが当日提出できなかつた際に後日持参もしくは鍵付きPDFにてメール送付でも良いかどうか。</p>	<p>●記録の作成と提出は原則当日中を求めているところです。</p> <p>ただし、やむを得ない事情等で当日提出が困難な場合は区生活支援課に翌日以降に持参したうえで提出をお願いします。</p> <p>鍵付きPDFでのメールでの提出については、現段階では想定していません。</p>
<p>7</p>	<p>● 11業務の報告（3）</p> <p>国の定める帳票類等とは、住居確保給付金における転居費用の支給に関連する帳票類と想定してよろしいでしょうか。また、本市から要請する資料や報告書とは、程度や回数ほどのくいを想定しているのでしょうか。</p>	<p>●住居確保給付金における転居費用の支給に限らず、家計改善事業全般に関する帳票類を想定しています。</p> <p>程度や回数については、国からの要請や制度変更に関する各種調査等があった場合や本市が必要と判断した関係資料の作成等を必要に応じて要請する想定です。</p>
<p>8</p>	<p>● 13委託費の支払い（2）</p> <p>確定払いとなる委託費は、概算業務価格（上限）のうち何%を想定しているのでしょうか？</p>	<p>●受託者選定過程により、概算業務価格（上限）を公表しています。</p>